

2025年度（令和7年度）福山市指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 募集要領

1 目的

本要領は、補助金の活用による指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のサービス基盤の整備に関することについて必要な事項を定める。

2 整備方針

（1）整備するサービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型又は連携型）

（2）整備対象日常生活圏域

日常生活圏域のうち未整備の圏域（南部1）

3 応募資格等

（1）応募資格

次のいずれにも該当するものとする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号その他関係する法令等に規定する欠格事由に該当しない者であること。

イ 本市に納付すべき市税、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

ウ 福山市暴力団排除条例（平成24年福山市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等が法人の役員を務め、又は事業活動を支配していないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

（2）整備要件

ア 福山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）その他関係する法令等の基準を満たすこと。

イ 2026年度（令和8年度）の補助内示後速やかに施設整備に着手し、2027年（令和9年）3月末までに整備を完了させ、事業所の指定を受けること。

2025年度（令和7年度）中は補助内示を受けていないため、施設整備を行うことができません。

4 注意事項

- (1) 事業者当たり応募できるのは、整備対象圏域ごとに1事業所とする。
- (2) 応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とする。
 - ア 上記「3 応募資格等(1) 応募資格」に該当しないと認められるとき。
 - イ 整備計画書に虚偽の内容を記載したとき。
 - ウ 応募者又はその関係者が公正かつ公平な選定を直接又は間接に妨げたとき。
 - エ その他応募に関して不正の行為が認められるとき。
- (3) 利用者は、原則として、本市の介護保険被保険者に限定し、事業所が所在する日常生活圏域の被保険者を優先する。ただし、事業者がサービス提供範囲を拡大することが適切であると判断した結果、当該日常生活圏域のサービス提供に支障のない限り、その日常生活圏域を超えてサービス提供することは差し支えない。
- (4) 本募集は、補助事業者を対象としたものであるため、補助金の交付を要しない事業者による整備は、本募集に応ずることなくいずれの日常生活圏域においても可能とする。
- (5) 募集期間中に整備計画書を本市に提出した事業者を全て補助対象とする。従って、同一日常生活圏域に2事業者以上の応募があった場合でも、全ての事業者を補助対象とする。

5 応募方法

- (1) 応募方法
整備計画書を次の募集期間中に福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課の窓口へ持参、郵送、FAX又はメールで提出すること。
(持参の場合、土曜、日曜及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 募集期間
2025年(令和7年)7月1日(火)から同年8月29日(金)
午後5時15分まで
- (3) 留意事項
 - ア 応募を取り下げる場合は、取下書(様式自由)を提出すること。この場合においても、受理した整備計画書は返却しない。
 - イ 受理した整備計画書は、公文書として福山市情報公開条例(平成14年条例第2号)に基づき取り扱う。

6 整備に係る補助金

- (1) 「広島県地域医療介護総合確保事業補助金(介護施設等整備事業)」の対

象とし、本市が補助金として、次の区分等に応じて応募事業者に交付する。

ただし、実際に交付されるまでは、法令等の改正により、交付の有無や交付額等が変更されることがあるので、留意すること。なお、市による単独補助は行わない。

【2024年度（令和6年度）広島県地域医療介護総合確保事業補助金（介護施設等整備事業）の補助金額】（参考）

区 分	補助金 上限額	対象経費
地域密着型サービス等整備助成事業	6,470 千円 /1 施設	整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	15,300 千円 /1 施設	円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 （具体例：設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）

※上記の補助金額については、2025年度（令和7年度）分から改正予定となっているため、実際の補助金額は改正後の補助金額を適用予定である。

（2）今回の応募書類（「補助金積算書（様式第5号）」）を作成するに当たっては、上記の2024年度（令和6年度）「広島県地域医療介護総合確保事業補助金（介護施設等整備事業）」の補助金額により試算すること。

（3）当該補助により取得した財産は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換等を行ってはならない。ただし、その財産が耐用年数を経過し、又は本市の承認を受けた場合は、この限りではない。

7 スケジュール（予定）

2025年度（令和7年度）

時 期	内 容
7月1日（火）	募集開始、質問受付開始
7月18日（金）	質問受付終了
8月上旬	質問に対する回答期限
8月29日（金）	募集受付終了
時期未定（30日間）	整備法人をホームページで公開

※状況等により、スケジュールが変更となる場合がある。

8 応募・問い合わせ先

〒720-8501

福山市東桜町3番5号 福山市役所本庁舎3階

福山市保健福祉局長寿社会応援部介護保険課（事業者指定担当）

電 話：（084）928-1259

FAX：（084）928-1732

メールアドレス：kaigo@city.fukuyama.hiroshima.jp